

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	
〈4・1 揭示〉	1

-----  
規 則  
-----

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年4月1日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第36号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。  
第3条の2の表中

「

会計支援推進監	適正な会計事務に係る執行管理及び人材育成の推進に関する専門的事務
生活安全推進監	交通安全及び犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する専門的事務
土木企画監	土木政策の企画及び総合調整事務

」

を

「

保健推進監	県民の健康づくり及び保健師の人材育成に関する専門的 事務
生活安全推進監	交通安全及び犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進 に関する専門的事務
土木企画監	土木政策の企画及び総合調整事務
会計支援推進監	適正な会計事務に係る執行管理及び人材育成の推進に関 する専門的事務

」

に改める。

第3条の3の表中「公文書制度の立案並びに情報の公開」を「公文書等の管理並びに情報公開」に、「情報セキュリティ推進監」を「行政サービスデジタル化推進監」に、「情報セキュリティ対策及び情報化施策」を「行政サービスのデジタル化」に、「企業立地推進監」を「I o P推進監」に、「企業立地」を「I o P推進」に改める。

別表第1の1の(3)の項、2の(1)の項、2の(3)の項及び2の(4)の項中「法務課長」を「法務文書課長」に改め、同表の2の(14)の項中「高知県行政手続条例」を「行政手続法（平成5年法律第88号）及び高知県行政手続条例」に、「法務課長」を「法務文書課長」に改め、同表の2の(15)の項中「高知県行政手続条例」を「行政手続法及び高知県行政手続条例」に改め、同表の2の(16)のイの項中「係る審査請求」を「関する審査請求」に、「文書情報課長」を「法務文書課長」に改め、同表の2の(16)のエの項中「開示の請求に対する開示（部分開示を除く。）」を「全部の開示をする旨」に改め、同表の2の(16)のカの項中「その他」を「アからオまでの事項以外の」に、「の実施」を「に關すること。」に改め、同表の2の(17)の項を次のように改める。

(17) 個人情報保護に関すること。	ア 高知県個人情報保護制度委員会からの意見の聴取					○			
	イ 高知県個人情報保護審査会への諮問					○			
	ウ 個人情報の開示決定等、訂正決定等及び是正決定等並びに開示請求、訂正請求及び是正請求に係る不作為に関する審査請求に対する裁決				○		法務文書課長		
	エ 個人情報の開示決定等、訂正決定等及び是正決定等並びに当該開示決定等、訂正決定等及び是正決定等に係る通知				○		〃		
	オ 個人情報の開示決定等に係る第三者からの意見の聴取及び第三者への通知					○			
カ アからオまでの事項以外の個人情報の開示、訂正及び是正に関すること。					○				

キ 事業者の個人情報の取扱いに関すること。						○		法務文書課長	
ク アからキまでの事項以外の個人情報保護に関すること。						○			

別表第1の3の(9)のウの項中「会計支援推進監及び土木企画監」を「保健推進監、土木企画監及び会計支援推進監」に改め、同表の4の(1)の項、4の(3)の項、6の(1)のアの項から6の(1)のウの項まで及び6の(2)のアの項から6の(2)のウの項までの規定中「法務課長」を「法務文書課長」に改め、同表の11の(3)のイの項中「文書情報課長」を「法務文書課長」に改め、同表の11の(5)のイの項中「法務課長」を「法務文書課長」に改め、同表備考3中「情報セキュリティ推進監」を「行政サービスデジタル化推進監」に、「企業立地推進監」を「I o P推進監」に改め、同表備考5中「会計支援推進監及び土木企画監」を「保健推進監、土木企画監及び会計支援推進監」に改め、同表備考11中「及び地域支援企画員（総括・連携担当）」及び「又は地域支援企画員（総括・連携担当）」を削る。

別表第2備考6を削り、同表備考7を同表備考6とし、同表備考8を同表備考7とし、同表備考9を同表備考8とし、同表備考10を同表備考9とし、同表備考11を同表備考10とし、同表備考12を同表備考11とし、同表備考13を同表備考12とし、同表備考14を同表備考13とし、同表備考15を同表備考14とし、同表備考16を同表備考15とし、同表備考17を同表備考16とし、同表備考18を同表備考17とし、同表備考19を同表備考18とし、同表備考20を同表備考19とする。

別表第3の1の(2)を次のように改める。

(2) 法務文書課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考
		知事	専決権者				受任者		
			副知事	部長	副部長等	課長			
1 条例に関する事務	(1) 地方自治法第179条に規定する専決処分に係る条例の制定及び改廃に関すること。	○							この事務の合議先及び起案

																				者は、別表第1の1の(2)及び(3)の規定に準ずる。
	(2) 条例の公布の手續に関すること。																			
2 高知県公報の発行に関する事務	高知県公報の発行に関すること。																			
3 行政書士法(昭和26年法律第4号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 行政書士試験の実施及び指定試験機関への試験事務の委任(法第3条及び第4条第1項)																			
	(2) 行政書士及び行政書士法人の事務所への立入検査(法第13条の22第1項)																			
	(3) 行政書士及び行政書士法人に対する懲戒及び聴聞の実施(法第14条、第14条の2第1項及び第2項並びに第14条の3第3項)																			
	(4) 行政書士及び行政書士法人について通知された事実に係る調査(法第14条の3第2項)																			
	(5) 行政書士会の会則の認可(法第16条の2)																			
	(6) 行政書士会に対する報告の徴収等(法第18条																			
	の6)																			
	(7) (1)から(6)までの事項以外の法に関すること。																			
4 宗教法人法(昭和26年法律第126号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 宗教法人の規則の認証等(法第12条第1項並びに第14条第1項、第2項及び第4項)																			
	(2) 宗教法人の合併の認証等(法第33条及び第39条第1項並びに同条第2項において読み替えて準用する法第14条第2項及び第4項)																			
	(3) 宗教法人の任意解散の認証等(法第44条第1項及び第46条第1項並びに同条第2項において読み替えて準用する法第14条第2項及び第4項)																			
	(4) 宗教法人の解散及び清算に係る裁判所への意見の提出(法第51条第6項)																			
	(5) 宗教法人に対する報告の徴収等(法第78条の2第1項及び第2項)																			
	(6) 宗教法人に対する公益事業以外の事業の停止命令(法第79条第1項及び同条第4項において準用する法第78条の2第2項)																			
	(7) 宗教法人の規則及び合併の認証の取消し(法第80条第1項及び同条第5項において準用する法																			





	知事	専決権者						受任者	
		副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長	
1 電子計算機及びネットワークの運営に関する事務	(1) 電子計算機の運営に関すること。				○				
	(2) 県庁ネットワークの運営管理に関すること。				○				
	(3) 高知県情報ハイウェイの運営管理に関すること。				○				
	(4) 高知県情報ハイウェイの民間利用に関すること。				○				
	(5) 高知県情報セキュリティクラウドの運営管理に関すること。				○				
	(6) 総合行政ネットワークの運営管理に関すること。				○				
2 行政サービスのデジタル化に関する事務	行政サービスのデジタル化に関すること。				○				
3 情報通信基盤の整備に関する事務	(1) 国の無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱及び情報通信格差是正事業費交付要綱に基づく財産処分に関すること。				○				

	(2) 放送法(昭和25年法律第132号)に基づく小規模施設特定有線一般放送の業務に係る届出の受理等に関すること。(同法第133条、第135条、第145条第2項から第4項まで、第174条及び第175条)							○									
別表第3の1の(10)を同表の1の(9)とし、同表の1の(11)を同表の1の(10)とし、同表の1の(12)を同表の1の(11)とし、同表の3の(1)の表1の項から4の項までを次のように改める。																	
1 医師法(昭和23年法律第201号)に関する事務	医師の氏名等の届出の經由(医師法第6条第3項)								○								
2 歯科医師法(昭和23年法律第202号)に関する事務	歯科医師の氏名等の届出の經由(歯科医師法第6条第3項)								○								
3 薬剤師法(昭和35年法律第146号)に関する事務	薬剤師の氏名等の届出の經由(薬剤師法第9条)								○								
4 健康増進法(平成14年法律第103号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 都道府県健康増進計画の策定(法第8条第1項)								○								
	(2) 専門的な知識及び技術を必要とする保健指導等に関すること。(法第18条第1項第1号及び第3号)														○		保健所長
	(3) 生活習慣相談等の実														○		〃

施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助（法第18条第2項）																					
(4) 健康増進事業の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助（法第19条の3）									○											〃	
(5) 生活習慣相談等及び健康増進事業の実施の状況に関する市町村からの報告の徴収（法第19条の4）									○											〃	
(6) 特定施設における喫煙の中止等の命令（法第29条第2項）								○													
(7) 特定施設の管理権原者等に対する指導及び助言（法第31条）									○											保健所長	
(8) 特定施設の管理権原者等に対する器具等の撤去等の勧告（法第32条第1項）									○											〃	
(9) (8)の勧告に従わなかったときのその旨の公表（法第32条第2項）									○												
(10) (8)の勧告に係る措置命令（法第32条第3項）									○												
(11) 喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する喫煙専用室標識等の撤去等の勧告（法第34条第1項）									○											保健所長	
(12) (11)の勧告に従わな									○												
かったときのその旨の公表（法第34条第2項）																					
(13) (11)の勧告に係る措置命令（法第34条第3項）																				○	
(14) 喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する喫煙目的室標識等の撤去等の勧告（法第36条第1項及び第2項）																				○	保健所長
(15) (14)の勧告に従わなかったときのその旨の公表（法第36条第3項）																				○	
(16) (14)の勧告に係る措置命令（法第36条第4項）																				○	
(17) 特定施設の管理権原者等に対する報告の徴収及び立入検査等（法第38条第1項）																				○	保健所長
(18) 喫煙可能室設置施設の管理権原者に対する喫煙可能室標識等の撤去等の勧告（健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下この項において「一部改正法」という。）附則第2条第1項の規定により読み替えて適用する法第34条第1項）																				○	〃
(19) (18)の勧告に従わなかったときのその旨の公表（一部改正法附則第2条第1項の規定により読み替えて適用する法第34条第2項）																				○	

(20) (18)の勧告に係る措置命令（一部改正法附則第2条第1項の規定により読み替えて適用する法第34条第3項）					○																
(21) 喫煙可能室設置施設の管理権原者等に対する報告の徴収及び立入検査等（一部改正法附則第2条第5項）										○											保健所長
(22) 指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者に対する指定たばこ専用喫煙室標識等の撤去等の勧告（一部改正法附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する法第34条第1項）										○											〃
(23) (22)の勧告に従わなかったときのその旨の公表（一部改正法附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する法第34条第2項）						○															
(24) (22)の勧告に係る措置命令（一部改正法附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する法第34条第3項）						○															
(25) 指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等に対する報告の徴収及び立入検査等（一部改正法附則第3条第3項）										○											保健所長
(26) 喫煙可能室の設置等の届出の受理（健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号）附則										○											〃

第2条第6項から第8項まで																					
(27) (1)から(26)までの事項以外の法に関すること。										○											

別表第3の3の(2)の表2の(1)の項中「第7条第5項及び第11項」を「第7条第4項及び第10項」に改め、同表の3の(2)の表2の(2)の項を同表の3の(2)の表2の(7)の項とし、同表の3の(2)の表2の(1)の項の次に次のように加える。

(2) 臨床研修病院の指定及び当該指定の取消し（法第16条の2第1項及び第4項）										○											
(3) 研修医の定員の設定及び当該設定に係る厚生労働大臣への通知（法第16条の3第3項及び第5項）										○											
(4) 医師の研修に関する計画の策定及び変更に係る厚生労働大臣への意見の具申（法第16条の10第3項）										○											
(5) 高知県地域医療対策協議会からの意見の聴取その他の高知県地域医療対策協議会に関すること（医事業務課が所掌する事項を除く。）。（法第16条の2第6項、第16条の3第6項及び第16条の10第4項）													○								
(6) (1)から(5)までの事項以外の法に関すること（健康長寿政策課及び医事業務課が所掌する事項を除く。）。													○								

別表第3の3の(2)の表3の(1)の項中「第7条第5項及び第11項」を「第7条第4項及び第10













